

いじめはなくならないかもしれない
でも、いじめをしたくないというきもちは、
もちつづけたい。

(H26 人権メッセージ優秀作品)

認め合おう みんなの個性
高め合おう 思いやりの意識

(H26 人権メッセージ優秀作品)



熊本県人権啓発キャラクター
「コッコロ」

もくじ

2~3 p 平成27年度人権メッセージ優秀作品紹介

4~5 p 人権課題について学ぼう
『水俣病をめぐる人権』
『性同一性障がい・性的指向をめぐる人権』

6 p トピックス
人権センターの平成27年度の活動報告

7 p 人権ラジオ放送から
『犯罪被害者等の人権』

8 p 市町村の人権啓発の取り組み<南関町>

平成27年度の人権メッセージ「あなたのひとこと」は過去最多の15,170点のご応募をいただきました。応募してくださった皆様、ありがとうございました。自分自身を振り返って感じたこと、身近な人間関係の中で気づいたことなど、人権に関して率直な思いを込めた作品が数多く寄せられました。

応募作品の中から、審査により10点の優秀作品を選定し、平成27年12月6日（日）に開催した「熊本県人権フェスティバル」において表彰式を行いました。今回は、その優秀作品を、メッセージに込めた想いとともにご紹介します。



話してみたら、
いいやつだったってこと、
あんがい多いよなあ。

よしざと たもん
吉里 多聞さん（山鹿市立菊鹿中学校3年）

ラインやメールのやり取りが多くなった今、相手を雰囲気や顔だけで判断する人が多くなりました。だから相手の人格を決めつけず、相手の言葉をよく聞いて欲しいと思います。

あの人じゃない
この人でもない
まずは自分が変わろうよ

みやもと まい
宮本 稀彩さん（長洲町立長洲中学校2年）

私は、友達に嫌われるのが嫌で話を合わせたことがあります。だから、人に左右されない自分になりたいし、同じような気持ちの人を励ましたいと思って作りました。

きづいてね
笑顔のおくの
悲しいキモチ

たかはま いくは
高濱 郁葉さん（熊本県立宇土中学校3年）

皆さんは、人と接する中で嫌な思いを隠して、作り笑いをしていることはありませんか。私はそんな人に気づきよりそっていたという気持ちを、このメッセージに込めました。

あなたは知っていますか？
1人1人が違うことを

おおの しほ
大野 詩歩さん（八代市立第一中学校3年）

人はみんな見た目も考え方も違って、違っていいからこそ、その中から人を思いやる気持ちや優しさが生まれ、そこから人権とつながるのかなと思い、この一言を考えました。

伝えることは難しくて、
それでも分かりたいと
思ってくれる人はきっといる。

やまだ あさみ
山田 麻美さん (八代市高下西町)

自分が思っていることの全部を、上手に伝えることは難しいけど、自分のことを想ってくれて、下手な言葉でも心から理解したいと思ってくれる人がきつといて、自分も誰かのそういう人になりたいと思いました。

見て見ぬフリ、
そんなあなたを見えています。

ながはら まりこ
永原 真理子さん (八代市千丁町)

見て見ぬフリ。誰しも経験があるのではないかと思います。そんな時、勇気をもって行動できたら「心が通い合うやさしい街づくり」に繋がるのではないかと思います。

自分の権利は訴えるけれど、
人の権利は守られていますか。

えじま ゆか
江嶋 祐佳さん (熊本県立八代中学校3年)

全ての人が慈しみや労りの心をもったなら、老若男女に関わらず皆が幸せに生きていけるようになると思います。自分自身を見直すきっかけに、というメッセージを込めました。

ボタン押す前に考えて、
画面上のその言葉。
ずっと残るよ、
相手の心とネット上。
止められるのは、自分だけ。

にし ゆうと
西 勇人さん (熊本県立八代中学校3年)

SNSなどで、例え悪ふざけだとしても決して言っはいけない言葉があると思います。相手の立場に立って、相手を傷つけてしまわないかを考えて、発言していきたいです。

だいじょうぶ!!
あなたは あなた
たったひとりの大切な人!!
人と違っていいんだよ

やまもと こずえ
山本 小津江さん (人吉市浪床町)

一人一人に、あなたの存在を心の支えにしている人が必ずいます。かけがえのない自分の存在に気づいて、自分らしさを大切に、前向きに生きてほしいという願いがあります。

十人十色
みんな違って
とってもカラフル
違いを認めて
ますます深まる私達の絆

さとう ちづこ
佐藤 千鶴子さん (菊池郡大津町)

子育てを通して、たくさんの人達との出会いがありました。その中で、皆”違う”からこそ、彩り豊かな社会が築かれていると改めて実感してこのメッセージを作りました。

水俣病をめぐる人権

水俣病について正しい知識をもっていますか？

水俣病の問題は、当事者や地域だけの問題だと考えていませんか？

水俣病とは…

工場排水中のメチル水銀に汚染された魚介類を、長い間たくさん食べたことが原因となって発生した中毒症のことです。伝染病・遺伝病・風土病等ではありません。

主な症状として、両手足の感覚障がいや視覚・聴覚障がい、運動失調等があります。妊娠している母親の体内に入ったメチル水銀が、胎盤を通して胎児へ取り込まれたことにより発症した胎児性水俣病も発生しています。

Q1 どんな課題がありますか？

病気や地域に対しての偏見や差別

水俣病の原因がまだはっきりしなかった頃、病気が伝染すると誤解され、患者やその家族は地域の付き合いを断られることもありました。

また、水俣地域は原因企業に経済的に大きく依存していたため、患者やその家族が原因企業と対立するものとして差別や抑圧・忌避を受けたり、患者が受ける補償金が、中傷やねたみをまねいたりするなど、地域住民の絆が損なわれました。

地域外では、水俣出身であるというだけで結婚や就職を断られる、水俣の産品が売れないなどといった差別が起き、地域全体を苦しめました。

様々な教育・啓発の取り組みが進められた現在でも、地域の住民に対する差別発言や中傷電話があるなど、被害者や地域に対する偏見や差別は解消されていません。

Q2 どんな取り組みが行われていますか？

環境の復元

水俣湾の海底に積み重なったヘドロの除去・埋立、水銀に汚染された魚介類の処分などにより、現在、水俣湾の魚介類の水銀濃度は国の基準を下回り、安全に捕ったり食べたりすることができます。

県の取り組み

水俣病の被害拡大を防げなかったことについて、国と県の責任が確定した関西訴訟最高裁判決（2004）を受け、「被害者の救済」「地域の再生」「環境の復元」「公害をくり返さないために水俣病の事実や教訓の発信」等に取り組んでいます。また、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（2009）に基づき、「水俣病に関する偏見・差別の解消」「地域の再生・融和（もやい直し※）」等の施策を進めています。

さらに、水俣に学ぶ肥後っ子教室では、県内の全ての公立小学校5年生を対象に、水俣病や環境問題の学習の機会を設けています。子どもたちは、実際に水俣市を訪問し、水俣病資料館等で体験的に学習するなどしています。

※もやい直し：壊れてしまった人と人との関係、自然と人との関係を取り戻し、対話や協働を通して地域の再生を目指す取り組みのことです。

Q3 わたしたちにできることは？

水俣病について正しく理解し、被害を受けた方の立場に立って考え行動することが大切です。

今なお、多くの人々が健康被害に苦しんでいるだけでなく、「水俣」というだけで特別な目で見られ、県外で水俣出身を語れないなど、水俣病患者、あるいは水俣病発生地域に対する偏見や差別の問題が存在しています。

水俣病の問題は、被害者、あるいは水俣病発生地域だけの問題ではなく、科学技術や経済的豊かさの恩恵を受けてきた社会全体に関わる問題です。だからこそ、この問題を、自分自身の問題と受けとめ、命や健康、環境の大切さを日頃から深く認識するようにしましょう。

性同一性障がい・性的指向をめぐる人権

さまざまな性のあり方や、性的少数者について、正しく理解していますか？

性同一性障がいとは

生物学的な性である「からだの性」と、自分の性をどう認識するかという「こころの性」が一致せず、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意志を有する状態をいいます。

性的指向とは

人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうかを示す概念をいいます。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシュアル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）をいいます。

※LGBTとは

レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(「こころの性」と「からだの性」が一致しない者で他の性別に適合させようとする意思は問わない)の頭文字をとった総称で、性的少数者(性的マイノリティ)を指します。
※性同一性障がいと同性愛がよく混同されることがありますが、「自分の性をどう認識するか」と、「どの性を性愛の対象とするか」とは別の問題です。

Q1 どんな課題がありますか？

性同一性障がいをめぐる課題

日常生活の様々な場面において奇異な目で見られるなど精神的な苦痛を受けているとともに、就職をはじめ、自認する性での社会参加が難しいなど、社会の偏見や無理解のため不利益や差別を受けている状況にあります。

性的指向をめぐる課題

同性愛者や両性愛者の人々は少数派であるがために正常と思われず、場合によっては職場を追われることさえあります。性的指向を理由とした差別的な取扱い是不当であるという認識は広がりつつありますが、偏見や差別が起きているのが現状です。また、制度的な問題として、同性カップルであるために賃貸住宅等に入居できないことや、入院したパートナーへの面会を断られることなどが挙げられます。

Q2 どんな取り組みが行われていますか？

国際的な取り組み

平成23(2011)年、国連の人権理事会が採択した決議で、世界の全ての地域において、性的指向およびジェンダー同一性を理由として個人に対して行われる暴力と差別の全ての行為に重大な懸念を表明しました。

国の取り組み

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(2004制定、2008改正)によって、性同一性障がい者で一定の条件を満たした場合、家庭裁判所の審判を経て戸籍上の性別を変更できるようになりました。また、文部科学省は、平成27(2015)年、性同一性障がいを抱える児童生徒について、トイレや更衣室の使用等の対応例を含む通知を出し、全国の小中高校ではこうした児童生徒にきめ細かな対応を実施することとされています。

その他の取り組み

性的指向をめぐることは、平成27(2015)年、東京都渋谷区、世田谷区が同性カップルを男女間の婚姻と同程度の関係として公的に認める制度を開始しました(渋谷区…パートナーシップ証明書、世田谷区…パートナーシップ宣誓書)。大学等で性同一性障がいの学生に配慮し、「こころの性」に沿った通称の使用を認める制度を始めているところもあります。

Q3 わたしたちにできることは？

性のあり方は決して固定的・絶対的なものではありません。性に対する多様なあり方を理解し、偏見や差別をなくしていくことが大切です。

「性同一性障がい」「同性愛」「両性愛」だけでなく、「先天的に身体上の性が不明瞭であること」を理由とした差別等、社会には性的少数者(性的マイノリティ)に対する根強い偏見や差別が残されています。多様な性のあり方について正しく理解し、お互いを尊重しましょう。

コッコロの達人 桜田幸子



人権センターの平成27年度活動報告

* イベントによる啓発 *

- 人権啓発街頭イベント～コッコロの広場～
＜10月31日(土)@びぶれす広場＞
- 人権啓発パネル展
＜12月1日～16日@県庁新館ロビー＞
- 人権フェスティバル
＜12月6日(日)@熊本テルサ＞
- 人権同和問題講演会(南関町と共催)
＜2月7日(日)@南関町＞
- コッコロ隊出動＜6～3月、計50日＞



人権啓発街頭イベント～コッコロの広場～

* マスメディアによる啓発 *



街頭看板

- ラジオ番組放送
＜8～10月-エフエム熊本、11月～12月-RKK熊本放送＞
- 新聞広告掲載＜8月、11月、1月-県内5紙＞
- 情報誌広告掲載
＜11月、1月-すばいず*spice＞
- インターネットバナー広告＜11～12月＞
- テレビスポットCM放送＜12月＞
- 公共交通機関による啓発
(バス車内アナウンス、電車・バス車内広告)
- 街頭看板(県庁正門前バス停付近、八代本町2丁目商店街アーケードの2か所)

* 研修会 *

- 人権教育・啓発指導者講座＜6月-9会場で実施＞
- 人権同和問題に関する事業主等研修会＜7月-2会場で実施＞
- 人権同和問題指導者育成講座＜8月＞
- フォローアップ研修会＜10月、2月＞



人権同和問題に関する事業主等研修会

* 人権啓発事業等 *



熊本ヴォルターズと連携した人権啓発活動

- 熊本ヴォルターズと連携した人権啓発活動
(試合会場での啓発活動、ポスターの作成・配布等)
- 人権メッセージ募集＜7～9月＞
- 人権メッセージ優秀作品パネル・クリアファイル作成
- モラル・ハラスメント対策事業
(研修会、ポスター・チラシの作成、配布等)

* 啓発資料作成 * 人権センターにて配布しています

- 人権情報誌「コッコロ通信」＜7月、11月、3月＞
- 平成28年人権啓発カレンダー(配布終了)
- 人権研修テキスト～人権全般編～

詳細は人権センターHPで公開しています

「熊本県人権教育・啓発基本計画(第3次改定)」について

熊本県では、2004(平成16)年に策定した「熊本県人権教育・啓発基本計画」に基づいて、人権教育・啓発に取り組んできました。本計画は、人権をめぐる状況の変化等に適切に対応するため、3年をめぐりに見直しを行うこととしており、前回の第2次改定から3年を経過したため、第3次改定を行いました。今後も、この基本計画に基づき、行政・学校・企業・民間団体・家庭及び地域との連携を一層図りながら、人権教育・啓発に積極的に取り組んでいきます。

【改定内容】

- 人権に関する法律の制定・改正や、国・県における各種計画の策定、さらには社会情勢の変化等を反映させた内容にしました。
- 人権に関する重要課題について、課題の動向や「人権に関する県民意識調査」(2014)の結果等を踏まえて見直しを行い、内容をさらに充実発展させたものにしました。

人権センター DVD 等貸出専用電話ができました!

DVD・図書等の貸出などのお問合せ専用番号ができましたのでお知らせします。なお、人権センター(人権同和政策課)の事業等についてのお問合せは、従来どおりです。→ 096-333-2299

096-333-2300

(人権センター DVD 等貸出専用電話)

「犯罪被害者等の人権」について

今回は、犯罪被害者等の人権について、公益社団法人 くまもと被害者支援センターの相談員・高橋 久代さんの平成26年度のラジオ番組の内容を再構成してご紹介します。番組内では、実際に犯罪被害に遭われた方（Aさん）にもお話を伺いました。Aさんは、加害者から大けがを負わされる被害に遭い、支援センターを紹介された方です。

Q.くまもと被害者支援センターでは、どのような活動をされていますか？

高橋さん 広報・啓発活動と相談支援活動があります。前者は、当センターの役割や犯罪被害者の現状を理解していただくため、ポスターの掲示、被害者ご本人やセンターのスタッフによる講演等を行っています。相談支援活動の支援の内容は、警察や病院、裁判関係等の機関への付き添い等です。被害に遭われた方が、少しでも円滑に元の生活に戻れるように支援を行っています。

Q.平成25年、センター設立10周年を迎えられたそうですが、どのような変化がありますか？

高橋さん 平成16年（センターが設立された翌年）に施行された犯罪被害者等基本法を契機に、犯罪被害者を支援する動きがみられ、被害者の人権について考えていただく機会が増えたと思います。被害者側でも、自身の生きづらさを改善するため、法律の見直しや新しい制度作りの動きがみられました。中でも大きな変化は、被害者ご本人が裁判に参加されるようになったことです。以前は、被害のことを隠したいという思いの方が強かったようですが、勇気をもって自分の思いを裁判の中で伝えたいと思えるようになったと感じています。

Q.次に、Aさんはセンターの支援を受けられていかがでしたか。

Aさん 私も妻も、紹介されるまでこのセンターの存在を知りませんでした。妻は、何でも相談できる機関があると知り、とてもほっとしていました。私の入院中も、センターの方は私の様子や妻の体調・心のケアについて心配して下さったそうです。それが、妻にとっても随分と心強かったようです。

Q.被害者という立場から、Aさんが思われたことを教えてください。

Aさん 新聞等で被害者の名前を非公表にできないのか？と思いました。事件当時、「近所とのトラブル」と報道されました。実際には、そんなトラブルはなかったのに世間の目はそう受けとめてはくれません。その間違いを正す場もなく、悔しい思いをしました。また、制度や支援については、民事訴訟での無償の弁護士の条件が厳しいことや、被害に遭ってかかる病院の入院費等を一旦は自分たちで負担させられることなど、おかしな話だと思いました。

Q.最後に一言お願いします。

Aさん 犯罪被害に遭われた方に伝えたいのは、まずは一步を踏み出してほしい、笑顔を取り戻してほしいということです。そして、もし、今後何らかの犯罪に巻き込まれてしまったときには、一人で悩むのではなく、まずはセンターに相談をして、アドバイスをもらいたいと思います。

高橋さん センターで支援をした被害者の方からのお言葉で心に残っている言葉があります。「被害直後に、どこに相談したらいいかわかりませんでした。せめて、被害者にも加害者と同等の公的な手を差し伸べて下さい。」というものです。まずは犯罪被害者の方々への支援に関心を持ち、理解を深めていただければと思います。

頑張ってます!

このコーナーでは、県内の市町村における人権啓発の取り組みについてお知らせします。今回は、南関町の取り組みをご紹介します。

南関町における人権啓発の取り組みについて

南関町では人権啓発の一環として、心と心をつなぐ人権の町をめざし1996年から人権フェスティバルを開催してきました。今年は20周年という節目を迎え、熊本県との共催で2月7日(日)南の関うから館にて「南関町人権フェスティバル～熊本県人権同和問題講演会～」を開催しました。南関町はもとより、県内外から500人以上の方にご来場いただき、盛況のうちに終わりました。

会場には町内の全小・中学生が描いた人権啓発ポスター約650枚を展示。プログラム前半では、地元の幼稚園児・小・中・高校生、きずな解放子ども会が人権に関する様々なテーマで発表しました。後半では、みえ人権教育・啓発研究会代表の松村智広さんが「へこたれへん～人はきつとつながれる～」と題して、笑いを交えながら自らの体験を話され、差別のない社会への思いを語られました。

参加者からは、「(児童・生徒が) 日頃から、人権についての学習に取り組んでいるということを感じました。町民みんなで取り組んでいるイベントだなあと感じました。」「講演はすごく心に残る内容でした。生きてるだけでまるもうけ。そう思えるお話でした。」「『生きること』の意味を知れた気がします。」「私は今、自分のできること(勉強)をしっかりとやって、自分からいじめや差別をなくしていきたいです。」などの感想が寄せられました。



2/7 南関町人権フェスティバル学習発表の様子



松村さんの講演の様子

たくさんの感動を伝えてくださった発表者の皆さん、指導者の皆さん、ありがとうございました。また、司会をはじめ、フェスティバルを支えてくださったスタッフの皆さん、そして温かい拍手で見守ってくださった参加者の皆さんに心から感謝します。

これからも、同和問題をはじめとするあらゆる差別の根絶に向けて、人権フェスティバルをはじめ集会所学習会、町広報誌への啓発記事掲載等の事業を通して一人ひとりが人権を大切にする南関町であるよう皆様とともに進んでまいります。

DVD・図書の貸出専用
電話を新設しました♪



人権に関する相談をお受けします

熊本県人権センターでは、相談員が面接や電話で人権に関する相談をお受けし、助言や情報提供を行っています。

(相談は無料。プライバシーは守ります。)

下記の相談専用電話までご連絡ください。

相談専用電話 096-384-5822

相談時間 平日9:00～12:00/13:00～16:00

熊本県環境生活部県民生活局 人権同和政策課 (熊本県人権センター)

本情報誌への
ご意見・ご感想を
お寄せください

住所 〒862-8570 熊本県中央区水前寺6丁目18番1号
(県庁行政棟新館2階)

開館時間 8:30～17:15

休館日 土曜・日曜・祝日・年末年始

電話 096-333-2299 096-333-2300(DVD・図書専用)

FAX 096-383-1206

メール jinken@pref.kumamoto.lg.jp

発行者：熊本県
所属：人権同和政策課
発行年度：平成27年度

この冊子は再生紙を使用しています。